

— お手数数ですが、この相談票をご活用くださるようお勧めします。 —

マンション(中古) 事前相談票

一般財団法人住宅金融普及協会 性能評価課 適合証明係 ()行
FAX03-3260-3819/TEL03-3260-7350
〒112-0014 東京都文京区関口1-24-2

ご相談日 令和 年 月 日

ご相談者記載欄	会社名		部署名	
	担当者名			
	電話等	TEL	FAX	
	申請予定マンション名			
	フラット35の状況	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 事前審査中 <input type="checkbox"/> 適合証明取得準備		

◎ 私(ご相談者)は、貴協会実施のフラット35適合証明申請に係る事前相談の申込みに当たり、下欄に記載の事項について、確認し承諾いたしました。(下欄「」の該当箇所をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> 事前相談承諾事項	<p>①事前相談は、協会に適合証明申請をされるご利用者の利便性の向上等を図るため、協会が任意(無償)で実施するものであること。なお、必要な書類が提出できない場合等ご相談内容によっては、お受けできない場合があること。</p> <p>②事前相談は、あくまで、ご相談者から提出された書類に基づき住宅金融支援機構(以下、「機構」という。)が定める基準への適合性を一定に確認することにより、「フラット35」のご利用見通しに役立てるものであること。なお、協会は事前相談段階では現場調査は実施しないので、ご相談者が、事前相談に併せて(又は事前に)、簡易な目視により機構の基準事項(基礎や外壁等に鉄筋の露出がないこと等)を現場においてチェックしておくことが肝要であること。</p> <p>③事前相談の結果、「適」と確認され適合証明申請時期に到達したものは、協会に速やかに連絡のうえ申請するものであること。</p> <p>④「フラット35」の利用を中止めた場合又は事前相談を中止した場合等は、協会に速やかに連絡するものであること。</p> <p>⑤上記④の場合及び事前相談で「不適」と確認されたものは、協会において提出書類を処分して差して支えないこと。</p> <p>⑥耐震評価は、機構が定める基準・検査方法により確認した範囲において、融資条件である当該基準への適否を判定するものであり、住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものでないこと。</p> <p>⑦協会は、上記に記載の事項その他連絡が必要な事項については、本票記載の電話・FAX番号(連絡が不調の場合は販売チラシ等の提出書類やHPに掲載の電話番号を含む。)を通じて連絡するものであること。</p>
<input type="checkbox"/> 管理規約等事項	<p>【相談時提出書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 管理規約(駐車場利用細則などの各種の細則や管理委託契約書の部分は不要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 長期修繕計画</p>
<input type="checkbox"/> 耐震評価事項 (注)耐震評価が必要な場合のみ(右欄をご一読ください。)	<p>【耐震評価が必要なもの】</p> <p>・建築確認日が昭和56年5月31日以前のもの又は、登記日(建物表題部の原因及びその日付け)が昭和58年3月31日)以前の前ものは耐震評価が必要です。いずれか確認できた日を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築確認日:昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 登記日:昭和 年 月 日</p> <p>【相談時提出図面】・・・図面は原則、郵送するようお願いいたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 物件概要(「SRC造〇〇階」など建物概要が記載されたもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 各階の平面図</p> <p><input type="checkbox"/> 立面図</p> <p>(確認申請時設計図書又は竣工図書(青図))・コピー方法は必要な場合ご案内します。</p> <p>(注1)各階の平面図は、柱や壁の位置などが判読できるものをお願いします。</p> <p>(注2)SRC造は構造図(1階柱リスト・柱位置図)を、RC造は構造計算書、柱軸力表・図、構造特記仕様書をお願いする場合があります。</p>